

「足場の組立て等作業主任者」技能講習のご案内

(社)新潟県建築組合連合会
(新潟労働局長登録教習機関)

労働安全衛生法の定めるところにより次の作業を行う場合は、労働局長登録教習機関が行う標記の技能講習を修了した者のうちから作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっております。

対 象 作 業

- 1 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）
- 2 張出し足場
- 3 高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業

つきましては、標記の講習を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

記

1. 開催日、会場、申込み先、受付期限

1. 開催日	平成22年2月16日(火)・17日(水)
2. 会場	新潟テルサ 3F・大会議室 新潟市中央区鐘木185-18 ☎025(281)1888
3. 受講申込先	(社)新潟県建築組合連合会 〒951-8133 新潟市中央区川岸町3-17-2 ☎025(231)2251
4. 受講料等	受講料 8,000 円 テキスト代 1,600 円 合計 9,600 円
5. 定員	80名
6. 申込期限	平成22年2月10日(水)

※ 定員になりしだい締め切ります。

2. 申込方法

- (1) 受講申込書(支部、本部に用意してあります)に必要な事項を記入のうえ、裏面に氏名を記載した写真(3.5cm×2.5cm)2枚と受講料を納入した写しを添えて期限までにお申し込み下さい。受講資格をご確認いただき、受講申込書・添付書類に記入漏れ等不備のないようご確認の上お申し込み下さい。

(2) 「事業主証明欄」の記載において、一人親方の方は別紙「実務経験申立書」を添付して下さい。※ 3年分(36ヶ月分)の「工事名」「実務経験の内容」をご記入下さい。合計年数が3年(36ヶ月)以上になっているか必ずご確認下さい。

(3) 受講料振込先 第四銀行・白山支店 普通 No.1583818
新潟県建築組合 講習会口

(4) 当日は、受講票(受講料納入者に交付)・筆記用具・昼食等をご持参下さい。

3. 受講資格

- | |
|--|
| (1) 満21才以上の者であって足場の組立て、解体または変更に関する作業に3年以上
従事した経験を有する者 |
| (2) <u>満20才以上の者であって学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校または
中等教育学校において土木、建築または造船に関する学科を専攻し卒業した者で、そ
の後2年以上足場の組立て、解体または変更に関する作業に従事した経験を有する者</u> |
| (3) その他、厚生労働大臣が定める者(職業能力開発促進法または改正前の職業訓練法
に基づく養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者で、その後2年以上足場の組立
て、解体または変更に関する作業に従事した経験を有する者) |

※ (2) については、裏づけとなる卒業証書の写しを添付して下さい。

4. 講習科目、時間

日程	時間	科目
第1日	9:00~17:10	1. 作業の方法に関する知識
第2日	9:00~12:10	2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(関連知識)
	12:50~14:20	3. 作業者に対する教育等に関する知識(教育、指導)
	14:30~16:00	4. 関係法令
	16:10~17:10	修了試験

- 備考
1. この講習は、法律に基づく資格取得講習ですので遅刻、早退等で所定時間受講しない場合は失格となりますのでご注意ください。
 2. 講習当日、欠席された場合、受講料はお返しいたしませんのでご承知下さい。
 3. 受講中、携帯電話の使用はご遠慮下さい。